

<<統計情報のデータについて>>

(1).「医療費」の定義

本統計において使用する「医療費」は、入院(入院時食事療養費含む)、入院外、歯科、調剤及び訪問看護療養費としました。

(2).生活習慣病として取扱う疾病の定義

本統計において使用する“生活習慣病”は、『東京都医療費分析報告書(東京都福祉保健局発行)』に基づき、「糖尿病」、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」、「高血圧性疾患」、「虚血性心疾患」、「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」、「脳動脈硬化(症)」、「動脈硬化(症)」、「腎不全」の10疾病を用いています。

※「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」は、「脂質異常症等」と表記している箇所があります。

(3).データの集計方法

【適用データ】

- 1).毎年3月～翌年2月分を1年度とし、その在籍者データで作成しました。
- 2).加入者とは、被保険者と被扶養者を合わせたものです。
- 3).在籍者数の集計方法は、12カ月のうち何ヵ月在籍していたかを12分の〇人として集計し、集計後に小数点第2位を四捨五入しました。
- 4).年度途中の資格喪失者は、資格喪失日の前日が属する月まで集計に含めました。
- 5).平均標準報酬月額は、特例退職被保険者を除く、全被保険者の標準報酬月額の平均です。また、男女別の平均も同様に算出しました。

【診療(調剤)報酬明細書(レセプト)データ】

- 1).主疾病(疾病名)はレセプトに「主(疾病)」と表示されている疾病で集計しました。
- 2).毎年3月～翌年2月を1年度分とし、その診療分のデータで作成しました。
- 3).金額データには、事務費は含んでいません。
- 4).金額データには、高額療養費は含んでいません。
- 5).入院時食事療養費は、入院の金額に含めました。
- 6).歯科の入院データは、歯科の区分に含めました。